



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問

「障害者総合支援法」は、2013年4月に施行され3年ごとに見直しが行われる。サービス利用対象者は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病のある人・障がい児となっており、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことを目的としている。この法律は、スタート時から給付金方式(支給決定を受けた障がい者への現金給付)と直接契約(施設・事業者と支給認定障がい者との契約)で、介護保険の仕組みと同じである。今年度見直しが行われたが福祉や就労などが十分に保障されていない。また、難病のある人もサービスの対象だが周知が不十分であり次の点を伺う。

- (1)本町地域で障がい児の放課後等デイサービス実施を。
- (2)中札内高等養護学校幕別分校への支援として、町と企業が連携した就労体験を拡充し、就職につなげるための手だてを。
- (3)民間・町・教育委員会の障がい

問 障害者に寄り添い、安心して暮らせる町に
答 「自立・社会参加・共生」を基本理念に掲げ、
各種事業を実施している

者雇用率、就労者のケア対策は。
(4)難病のある人が「障害者総合支援法」の対象者であることの周知、通院費用の助成拡大、通院の交通手段の手だてを。
(5)障がい者用生活体験住宅開設を。

町長

(1)町内には障がい児の療育訓練と居場所の提供を行う場所として「放課後等デイサービス」事業所が2か所、障がい者等の活動の場、居場所を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う「日中一時支援事業所」のうち障がい児を受入れている事業所が3か所あり、いずれも札内地域である。5つの事業所は本町地区までの送迎を行っており、事業所の利用につながるよう紹介している。
(2)中札内高等養護学校幕別分校では、町内の福祉、農業、商工業、教育など多方面の関係者で構成する「中札内高等養護学校幕別分校地域協力会」を組織し生徒の社会自立・参加を目的に活動している。

町では、教育長ほか関係部長が役員として協力会に参画し、事業の円滑な推進を図るため財政的な支援を行っている。今後もこの会の活動を通じて生徒の実習先の拡充と希望する進路の確保につながる取組を支援したい。

(3)令和元年6月1日現在の町内の民間事業所の雇用率は、北海道労働局によると1・50%、令和2年度の町部局の雇用率は、実雇用者数4人、障がいの程度に応じた補正により7人とみなされ、雇用率は3・35%である。教育委員会は職員数が40人未満であり雇用する義務はないものである。

ケア対策については、福祉分野では、障害福祉サービスを利用して就労した障がい者に対して、障害福祉サービスの「就労定着支援」の利用により、相談、指導などの必要な支援を行っている。
(4)難病等の医療費助成事業は北海道が行う事業であり、難病等に関する患している方を町では把握できない。このため個別に周知を行うこ

とができないが町広報紙で周知している。町では「特定疾患患者等通院交通費助成事業」の対象として難病や特定疾患等のある方の通院交通費の助成を実施しており、現在のところ支給基準の拡大は考えていない。

(5)本町では、居住の場を提供して、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する「宿泊型自立訓練」や「グループホーム」の体験利用も可能であり、これらを活用して一人暮らしの検討をしてもらいたい。

再質問 本町地域での放課後等デイサービスについて、発達支援センターの施設で実施する考えは。

答 放課後等デイサービス事業所として事業化できないか、発達支援センターとも検討をしている。

【解説】

「放課後等デイサービス」は、学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。